

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
令和7年6月20日	
愛知県知事 殿	
提出者	
住 所 愛知県稲沢市祖父江町祖父江外平150番地	
氏 名 王子マテリア株式会社 祖父江工場	
執行役員工場長 藤本 大輔	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 0587-97-2111	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	王子マテリア株式会社 祖父江工場
事業場の所在地	愛知県稲沢市祖父江町祖父江外平150番地
計画期間	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	14：パルプ・紙・紙加工品製造業
② 事業の規模	製造品出荷額 27,000 百万円
③ 従業員数	174人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	ばいじん：再生処理業者に委託、セメント原料・土壌改良材として再資源化 汚泥：自社中間処理後再生処理業者委託、セメント原料として再資源化 廃プラ：中間処理後再生利用、燃料化、他・熱回収業者で焼却 木くず：再生処理業者に委託後燃料化 廃油：再生処理業者に委託後燃料化、他・熱回収業者で焼却 鋳さい・管理型混合廃棄物：管理型埋立処分 ガラス・陶磁器くず：再生処理業者に委託後原料化 金属くず：中間処理後再生利用 がれき類：中間処理後再生利用、一部管理型埋立処分 廃酸・廃アルカリ：中間処理後、燃料として再生利用

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 産業廃棄物統括責任者 ↓ 環境管理責任者(環境管理室長) ↓ 事務部 廃棄物担当者 (資材担当) 工務部 廃棄物担当者 (動力担当) 関連会社 廃棄物担当者			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度（令和6年度）実績】 別紙の通り（資料1）		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・ニデイングパルパーの活用により、工場内工程で発生する粕の一部を原料として使用している。		
② 計画	【目標】 別紙の通り（資料1）		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・コンビーターにより汚泥と廃プラ類を分離し、汚泥は事業所内の焼却炉にて焼却して減量を図る。		
産業廃棄物の分別に関する事項			
① 現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・各職場にて廃棄物の分別を行い、有効利用できるものを分別している。		
② 計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・パルパー粕について、金属異物の分離方法を改善し、金属異物混入の減少を図る。		

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 実施していない。		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 実施する予定なし。		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	10,820 t	
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	98,442 t	
	(これまでに実施した取組) スラッジ焼却効率を改善し、焼却灰の量を減らす。 歩留まりを向上させ、スラッジの発生量を減らす。		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	10,400 t	
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	97,300 t	
	(今後実施する予定の取組) 現状を継続していく。		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 実施していない。		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 実施する予定なし。		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】別紙の通り（資料2）		
	産業廃棄物の種類		
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・可能な限り再生利用業者への処理委託を行い、最終処分量の減量を図る。 ・委託先処理業者には、定期的に実地確認を実施する。		

② 計画	【目標】別紙の通り（資料2）		
	産業廃棄物の種類		
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	・ 処理業者選定において、優良認定処理業者であることを考慮にいれていく。		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

資料1

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項												
現状												
【前年度(2024年度)実績】												
	ばいじん	鉛さい	廃プラ	汚泥	廃油	ガラス・コンクリ・陶磁器くず	木くず	金属くず	がれき類	管理型混合廃棄物	廃アルカリ	廃酸
排出量	15,408	247	3,032	105,320	53	1.17	13	1.12	5	14	0.08	2.78
計画												
【2025年度 目標】												
産業廃棄物の種類	ばいじん	鉛さい	廃プラ	汚泥	廃油	ガラス・コンクリ・陶磁器くず	木くず	金属くず	がれき類	管理型混合廃棄物	廃アルカリ	廃酸
排出量	15,000	200	3,000	105,000	50	1.00	10	1.00	4	10	0	0

資料2

[illegible]